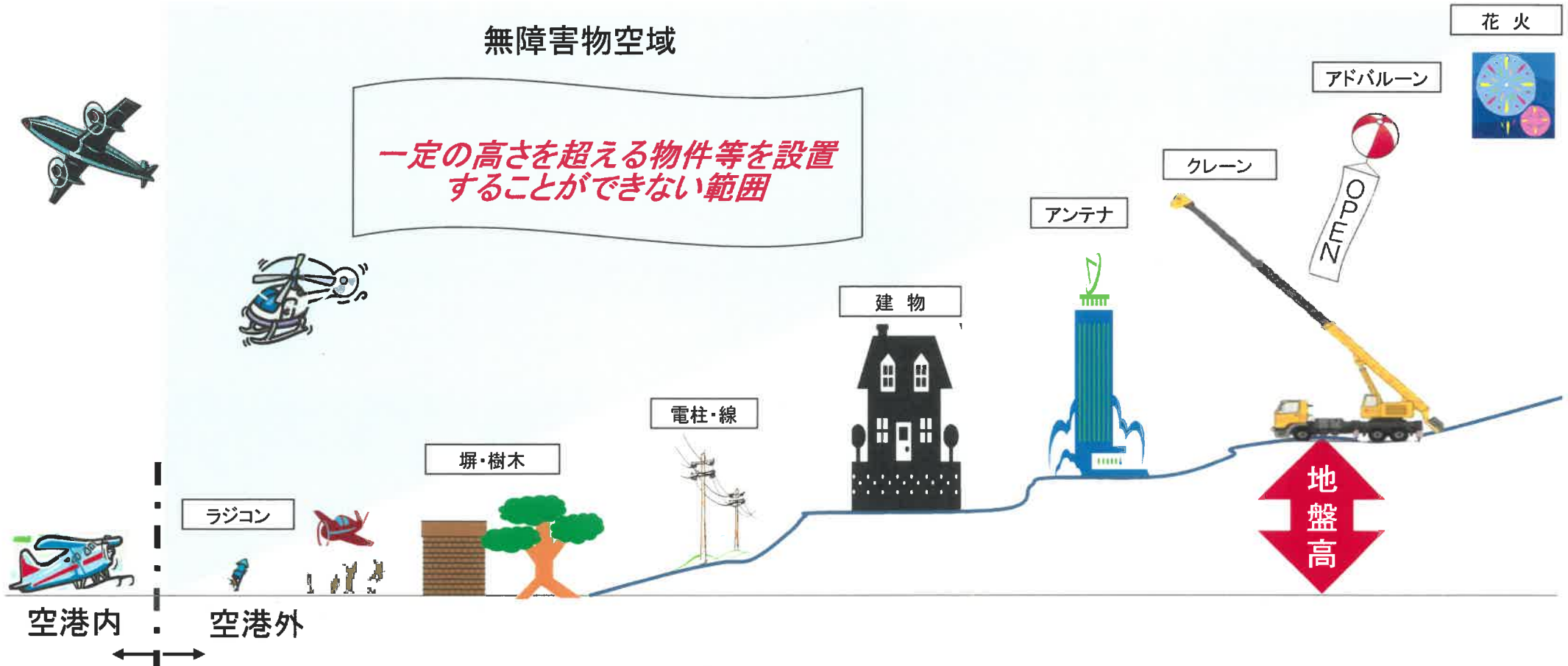


福岡空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

空港周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物が無い状態にしておく必要があります。航空法では各空港に一定の高さを超える物件等を設置できない制限表面を設定しており、**制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することを禁止**されております。なお、福岡空港周辺における高さの制限については、福岡空港ホームページ内『[福岡空港高さ制限回答システム](#)』にてご確認いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】福岡国際空港株式会社 総務本部 総務・人事部 総務課 TEL 092-623-0501

○空港の標高(海拔)を基準とし、制限の高さには地盤高を含みます【※標高とは、東京湾平均海面(TP)からの高さのことです。】



(参考)物件等の中には、建築物はもとより、**クレーン等の設置、無線やテレビアンテナの設置、樹木、アドバルーンの浮揚などがあり、ラジコン機や打ち上げ花火なども対象となります。**なお、物件によっては承認できるもの若しくは届出を要するものがございますので、上記までお気軽にお問い合わせ下さい。

福岡空港制限表面区域図



制限エリア

福岡市	ふくおか	宇美町	うみ
糟屋郡	かすや	粕屋町	かすや
		篠栗町	ささぐり
		志免町	しめ
		新宮町	しんぐう
		須恵町	すえ
		久山町	ひさやま
古賀市	こが		
福津市	ふくつ		
宗像市	むなかた		
春日市	かすが		
大野城市	おおのじょう		
太宰府市	だざいふ		
筑紫野市	ちくしの		
小郡市	おごおり		
朝倉郡	あさくら	筑前町	ちくぜん
筑紫郡	ちくし	那珂川町	なかがわ
三井郡	みい	大刀洗町	たちあらい
糸島市	いとしま		
宮若市	みやわか		
飯塚市	いいづか		
佐賀県	鳥栖市	とす	
	三養基郡	みやき	
		基山町	きやま